

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

- 保安林の指定施業要件の変更予定……………一
- ……………(産業労働局農林水産部森林課)……………一
- 都道の供用開始……………(建設局道路管理部路政課)……………二
- 告 示 (選)
- 東京海区漁業調整委員会委員選挙の選挙期日……………三
- 東京海区漁業調整委員会委員選挙において繰上投票を行う投票区及び投票期日……………三
- 東京海区漁業調整委員会委員選挙における選挙長及び同職務代理者の選任……………三
- 東京海区漁業調整委員会委員選挙における選挙会の場所及び日時……………三
- 告 示 (選挙長)
- 東京海区漁業調整委員会委員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時……………三
- 告 示 (水)
- 昭和四十六年東京都水道局告示第十五号(東京都水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定)の一部改正……………三
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………

- ……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………三
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)……………五
- 特定非営利活動法人の認定……………(同)……………六
- 開発行為に関する工事完了(二件)……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………六
- 肥料検査成績の公表……………(産業労働局農林水産部家畜保健衛生所)……………七
- ……………(東京都選挙管理委員会)……………七
- 東京海区漁業調整委員会委員選挙における選挙長の事務を行う場所……………(東京都選挙管理委員会)……………七
- 正 誤
- 平成二十八年三月三十日付東京都規則第百二号……………八
- 平成二十八年三月三十日付東京都教育委員会規則第三十四号……………八
- 平成二十八年六月二十九日付正誤……………八
- 告 示
- 東京都告示第千二百九十九号
- 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。
- 平成二十八年七月二十五日
- 東京都知事代理 副知事 安 藤 立 美

水源のかん養

変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(一) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
八王子市・西多摩郡日の出町・同郡檜原村(以上一市一町一村について次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」〕は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部並びに八王子市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

●東京都告示第千三百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

別図

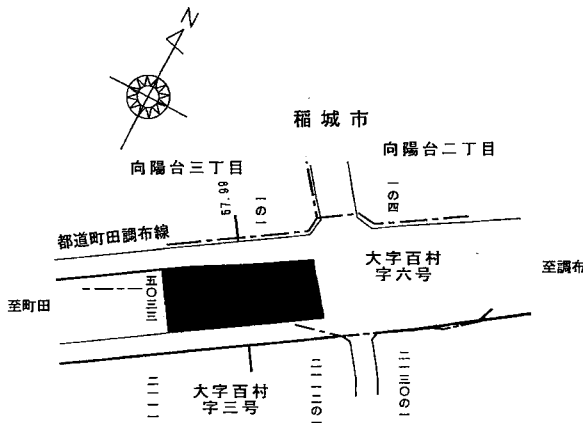
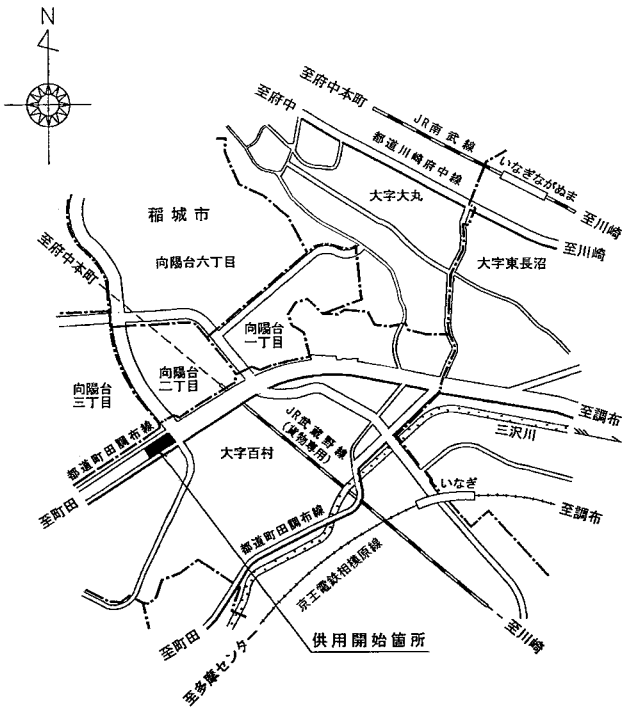
都道町田調布線供用開始略図

稲城市大字百村地内



市道  
供用開始区域

延長 八六・二七メートル  
面積 二、九二二・二九平方メートル



その関係図面は、平成二十八年七月二十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
平成二十八年七月二十五日  
東京都知事代理  
副知事 安藤立美

一 路線名 町田調布

二 供用開始の区間 稲城市大字百村字六号五千三十三番地内から同市大字百村字三号二千百十二番一地先まで  
三 供用開始の概要 別図表示のとおり  
四 供用開始の期日 平成二十八年七月二十五日

告示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第九十九号

漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第九十四条において準用する公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第三十三条第一項の規定により、平成二十八年八月四日に任期が満了する東京海区漁業調整委員会委員の選挙期日を次のとおり定めた。

平成二十八年七月二十五日

東京都選挙管理委員会

選挙期日 平成二十八年八月三日

●東京都選挙管理委員会告示第百号

漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第九十四条において準用する公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第五十六条の規定により、平成二十八年八月三日執行の東京海区漁業調整委員会委員選挙において繰上投票を行う投票区及び投票期日を次のとおり定めた。

平成二十八年七月二十五日

東京都選挙管理委員会

繰上投票区 小笠原村第二投票区 (母島)

繰上投票期日 平成二十八年八月二日

●東京都選挙管理委員会告示第百一号

漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第九十四条において準用する公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第七十五条第三項及び漁業法施行令 (昭和二十五年政令第三十号) 第九条において準用する公職選挙法施行令 (昭和

二十五年政令第八十九号) 第八十条第一項の規定により、平成二十八年八月三日執行の東京海区漁業調整委員会委員選挙における選挙長及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成二十八年七月二十五日

東京都選挙管理委員会

選挙長 村石 幸光 大田区羽田六丁目十二番四号

選挙長職務代理者 安田 守 大田区羽田六丁目十一番八号

●東京都選挙管理委員会告示第百二号

漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第九十四条において準用する公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第七十八条の規定により、平成二十八年八月三日執行の東京海区漁業調整委員会委員選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

平成二十八年七月二十五日

東京都選挙管理委員会

場所 東京都選挙管理委員会室 新宿区西新宿二丁目八番

一号 東京都庁第一本庁舎北塔三十三階  
日時 平成二十八年八月三日 午後四時

告示 (選挙長)

●東京海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示第一号

漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第九十四条において準用する公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、平成二十八年八月三日執行の東京海区漁業調整委

員会委員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

平成二十八年七月二十五日

東京海区漁業調整委員会委員選挙選挙長

村石 幸光

場所 東京都選挙管理委員会室 新宿区西新宿二丁目八番

一号 東京都庁第一本庁舎北塔三十三階  
日時 平成二十八年八月一日 午前十時

告示 (水)

●東京都水道局告示第六号

昭和四十六年東京都水道局告示第十五号 (東京都水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定) の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月二十五日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

二収納取扱金融機関の表(一)納入者から公金を収納する事務を行う機関の部株式会社北越銀行の項中「同」を「東京都に所在する店舗。ただし、口座振替の方法により収納する場合にあつては、日本国内で業務を営む全ての店舗」に改める。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法

第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に  
関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条  
において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり  
公告する。

平成二十八年七月二十五日

東京都知事代理

副知事 安藤 立美

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人幹細胞治療研究機構

三 代表者の氏名

市橋 正光

四 主たる事務所の所在地

東京都港区赤坂三丁目十二番七号

五 定款に記載された目的

この法人は、ヒト組織由来間葉系幹細胞の分譲業務  
（管理運営）に関する活動を通じ、分譲を希望する大学  
等の学術的な研究活動を行う機関に対して広く提供・支  
援することにより、幹細胞研究の裾野を広げ、再生医療  
研究の人への普及並びに発展に寄与することを目的とす  
る。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人STEM PLUS JAPAN

三 代表者の氏名

原 清武

四 主たる事務所の所在地

東京都港区赤坂二丁目十六番一号 赤坂片山ビル二階

五 定款に記載された目的

この法人は、九歳から十九歳の生徒を対象とした、S  
TEM（Science, Technology, En  
gineering and Maths）分野の世界  
規模の競技会「Fl in Schools」に関する  
事業を通じて、IT、科学技術、デザイン、ビジネスや  
資金のマネジメント、チームワーク等の能力を育み、次  
世代の産業界に貢献する国際的な科学技術系人材の育成  
に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人メディカルメイクアップアソシエ  
ーション

三 代表者の氏名

仲川 邦彦

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区銀座三丁目八番十三号 銀座三丁目ビル

五 定款に記載された目的

この法人は、皮膚変色や皮膚障害の症状改善に効果の  
あるメディカルメイクアップ技術の指導、その普及事業  
及びそれらの症状で悩む人々の精神的苦痛の緩和につな  
がる支援活動を行うことで、より多くの人たちが健やか

に暮らせる社会づくりに無私の心をもって貢献する事を  
目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人福祉送迎サービス・杉並

三 代表者の氏名

長谷川 信儀

四 主たる事務所の所在地

東京都杉並区清水町三丁目二十七番二号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対し、地域社会において、  
日常生活を送る上で一人で公共交通機関を利用し自由  
に外出できない移動困難者などを対象として、より質の  
高い生活を送るために、定年退職した元気な運転協力員  
の社会貢献意欲とを結びつけることにより、その人らし  
い生活を送れる地域社会の実現に寄与することを目的と  
する。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本宝飾振興会

三 代表者の氏名

興安 繁夫

四 主たる事務所の所在地

東京都文京区白山四丁目十五番十七号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、ジュエリー、ジュエリーデザイン等を通じての芸術、文化及び物づくりの振興に関する事業、ジュエリーデザインに関連するイベント等の企画・開催に関する事業、ジュエリーデザインの資格検定試験の実施に関する事業、ジュエリーデザインに関連する職業能力の開発・支援に関する事業を行い、芸術、文化の振興及び職業能力の開発を図り、広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年七月二十五日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本天然藍染筒描協会

三 代表者の氏名

古庄 久美子

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区銀座二丁目二十番二号 かがやきビル三

階

五 定款に記載された目的

この法人は、時代の進展に伴い衰退していった「筒描」と呼ばれる日本古来の染色技法の素晴らしさを、その作品の展示などにより広く社会に浸透させ、またその技術を受け継ぐ後継者を育成することで、日本が世界に誇る文化の一つとしてその振興に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人紡希の杜

三 代表者の氏名

斎藤 昂

四 主たる事務所の所在地

東京都文京区小石川四丁目二十番一号 イトクリエ

イトビル九階

五 定款に記載された目的

この法人は、大学など多様な機関、保護者と協力することにより、「不安など情緒的混乱」「無気力」といった不登校の児童・生徒が抱える主な原因を解消するための方策を練るとともに、フリースクール事業を展開し、前述の方策を実践することにより、一人でも多くの不登校児を彼らが所属する学校に復帰できるように支援することに寄与することを目的とする。同時に、学校に所属していない子どもに対しては、高等学校の卒業認定試験通過のための支援をすることを目的とする。(以上原文

のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青春基地

三 代表者の氏名

石黒 和己

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三十三番三号 新宿ネオ

ンビル四〇二号室

五 定款に記載された目的

この法人は、「想定外の未来をつくる!」をコンセプトに、アクションから学ぶプロジェクト型学習や発信活動に関する事業を行い、中高生を中心とした子ども・若者の学ぶことへの好奇心や意欲を喚起し、社会を生き抜いていくうえで必要な汎用的スキルをそなえ、一人一人が社会や環境の変化を厭わず、主体性をもって社会に参画していけるようになることを目指す。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人優心くらぶ

三 代表者の氏名

笠井 良治

四 主たる事務所の所在地

東京都江戸川区東葛西五丁目十五番四号 山秀16ビル五〇七

五 定款に記載された目的

この法人は、ハンディをもつ子どもたちに対し児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービス事業を行い、地域福祉の推進・向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人STEM Leaders

三 代表者の氏名

目黒 潤一

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区豊海町二番地 二棟九一二号

五 定款に記載された目的

この法人は、学生自らがビジネスや社会問題解決のためのデータ分析・アナリティクス等を教えることのできる理工系人材を育成し、STEM教育(Science, Technology, Engineering, Mathematics)の頭文字をとった理工系人材の教育を中心とした幅広い講座を学生に対し実施していくことで、社会が求めるスキルやマインドを持つ人材を育成し、社会に発信、提供していくことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、

同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。  
平成二十八年七月二十五日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 名称

特定非営利活動法人福祉カフェテリア

二 代表者の氏名

林 幹高

三 主たる事務所の所在地

東京都日野市日野本町二丁目二十番八号

四 認定の有効期間

平成二十八年七月十二日から平成三十三年七月十一日まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。  
平成二十八年七月二十五日

東京都多摩建築指導事務局長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
住所及び氏名

あきる野市雨間字中ノ郷千四 あきる野市秋川一丁目六番

十六番十二及び同番十三

地一  
西東京不動産株式会社  
代表取締役 上澤 芳明

国分寺市並木町一丁目二十三番七  
杉並区阿佐谷南三丁目三十五番二十一号  
株式会社細田工務店  
代表取締役 阿部 憲一

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。  
平成二十八年七月二十五日

東京都多摩建築指導事務局長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
住所及び氏名

小平市仲町二番、三番一、同番五、同番八及び小川町二丁目千八百番十六  
小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十  
誠賀建設株式会社  
代表取締役 加賀美 誠

調布市上石原三丁目八番八  
小平市鈴木町一丁目四百七十五番地一  
武蔵開発株式会社  
代表取締役 深松 優

西東京市北町四丁目千十五番三十二、同番三十二地先並びに同番三十三及び同番三十四の各一部  
新宿区西新宿二丁目六番一  
株式会社タカラレーベン  
代表取締役 島田 和一

小金井市本町五丁目二千七百五十七番  
千代田区大手町一丁目三番二号  
住友林業株式会社  
代表取締役 市川 晃

調布市柴崎二丁目三十七番五  
小平市鈴木町一丁目四百七

及び同番六十四

十二番地四十  
誠賀建設株式会社  
代表取締役 加賀美 誠

肥料検査成績の公表について

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十八年七月二十五日

東京都知事代理

副知事 安藤 立美

平成28年4月分

特殊肥料の 指定名	生産（輸入又は 販売）届出業者	届出名 （商品名）	検査の結果								備考
			TN %	TP %	TK %	TCu mg/kg	TZn mg/kg	TCa %	C/N	水分 %	
堆肥	増田 光紀	乳牛フン	1.6	0.6	1.8	18	95	1.8	30	82.3	
堆肥	野島 正見	牛堆肥	1.7	0.9	2.3	14	109	1.8	27	80.0	
堆肥	コーケン株式会社	土壌用コーケンBS	7.7	1.8	3.0	14	52	2.1	6	9.1	

- (注) 1 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。  
 TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、TCu-銅全量、TZn-亜鉛全量、TCa-石灰全量  
 C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量  
 2 成分含有量は、水分を除き乾物当たりの数値である。

東京海区漁業調整委員会委員選挙における選挙長の事務を行う場所について

平成二十八年八月三日執行の東京海区漁業調整委員会委員選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

平成二十八年七月二十五日

東京都選挙管理委員会

一 平成二十八年七月二十五日

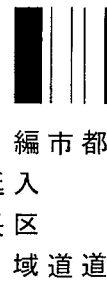
- (一) 東京都選挙管理委員会 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎北塔三十三階
  - (二) 東京都大島支庁会議室 大島町元町字オンダシ二百二十二番地一
  - (三) 東京都三宅支庁会議室 三宅村伊豆六百四十二番地
  - (四) 東京都八丈支庁会議室 八丈町大賀郷二千四百六十六番地二
  - (五) 東京都小笠原支庁会議室 小笠原村父島字西町
- 二 同月二十六日以降
- (一) 東京都選挙管理委員会事務局 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎北塔三十三階
  - (二) 東京都大島支庁総務課 大島町元町字オンダシ二百二十二番地一
  - (三) 東京都三宅支庁総務課 三宅村伊豆六百四十二番地
  - (四) 東京都八丈支庁総務課 八丈町大賀郷二千四百六十六番地二
  - (五) 東京都小笠原支庁総務課 小笠原村父島字西町

正 誤

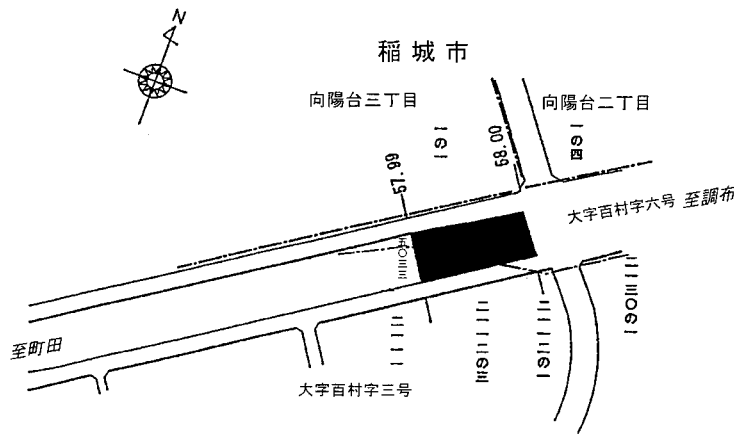
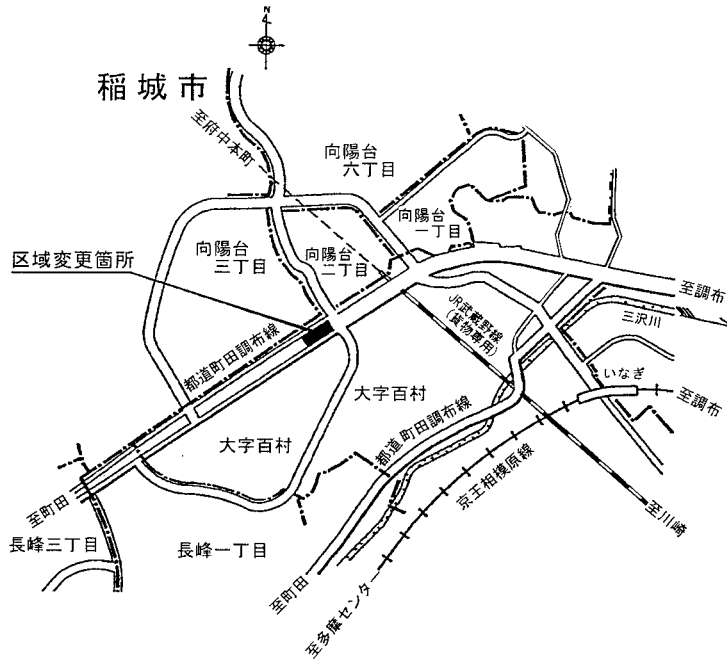
別図

都道町田調布線区域変更略図

稲城市大字百村地内



延長 八六・二七メートル  
面積 二、九一・二九平方メートル



○平成二十八年三月三十日付東京都規則第百二号  
 ページ一段一行一誤正  
 増刊28 上 後から 九 検査等の実施 検査の実施等

四号  
 ページ一段一行一誤正  
 増刊28 上 後から 七 検査等の実施 検査の実施等  
 下 後から 七 及び 又は

○平成二十八年六月二十九日付正誤  
 平成二十三年十月三十一日付東京都告示第千五百二十五号の正誤の別図を次のように訂正する。

発行 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)  
 郵便番号 163-8001  
 定価 本号 三〇円  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)  
 印刷所 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)  
 郵便番号 113-0001